



鳥取県公報

平成18年 1月31日(火)
号外第12号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (3) (職員課)	1
人委規則	職員の職務の級の分類に関する規則 (1) (給与課)	4
	移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則 (2) (〃)	14
	異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則 (3) (〃)	16

———公布された規則のあらまし———

職員の職の設置等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 職員の給与に関する条例の一部が改正され、職務及び職責の実態と給与上の格付けとの対応関係の適正化など給与制度の見直しが行われた。
- (2) (1)に伴い、主査、主任等の職について見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 次の表に掲げる職を廃止する。

事務吏員又は技術吏員 をもって充てる職	主査、分室長、支所長、副検査専門員、大山地域振興企画員、企業診断員、 検査専門員補、主任及び現業主幹
事務吏員をもって充て る職	事務長、プログラマ、用務主任、用務員及び医療計算士
技術吏員をもって充て る職	専門研究員、研究技監、技幹、総看護師長、地区主任林業改良指導員、漁ろ う長、無線技師、電話技師及び技工

- (2) 事務吏員をもって充てる職に事務部長を、技術吏員をもって充てる職に看護部長を設ける。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成18年 2月 1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講じる。
 - ウ 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職</p> <p>部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・検査専門員・用地専門員・主任教授・課長補佐・室長補佐・局長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・副主任・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員</p> <p>(2) 事務吏員をもって充てる職</p> <p>事務部長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・広報企画員・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父</p> <p>(3) 技術吏員をもって充てる職</p> <p>院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職</p> <p>部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・<u>主査</u>・検査監・検査専門員・用地専門員・主任教授・課長補佐・室長補佐・局長補佐・<u>分室長</u>・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・<u>大山地域振興企画員</u>・副主任・監察員・秘書・教務主任・<u>企業診断員</u>・検査専門員補・小作主事・主任・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・<u>現業主幹</u></p> <p>(2) 事務吏員をもって充てる職</p> <p><u>事務長</u>・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・広報企画員・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・<u>プログラマ</u>・守衛長・副守衛長・<u>用務主任</u>・守衛・現業主事・<u>用務員</u>・寮母・寮父・<u>医療計算士</u></p> <p>(3) 技術吏員をもって充てる職</p> <p>院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所</p>

長に限る。)・センター長・統括研究員・医長・副
 医長・看護部長・看護師長・隊長・副隊長・分場
 長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術
 員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産
 業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・
 電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科
 医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・
 看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・
 診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・
 家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・
 栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・
 農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・
 地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・
 林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水
 産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・
 機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築
 技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・
 交換手・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイ
 ラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・
 林業技手・医療助手・検査助手

長に限る。)・センター長・統括研究員・専門研究
員・研究技監・医長・副医長・技幹・総看護師長・
 看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地
 長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門
 技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助
 教授・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・
漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話
 技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・
 薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護
 師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診
 療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家
 庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・
 栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・
 農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・
 地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・
 林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水
 産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・
 機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築
 技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・
 交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・
 ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技
 手・林業技手・医療助手・検査助手

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、第10項、第11項又は第24項の規定の適用を受ける職員については、主査及び専門研究員にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、改正後の職員の職の設置等に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

3 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表		別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表	
職務の級	職 務	職務の級	職 務
1級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業	1級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、 <u>技工</u> 、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理

	技手、林業技手、調理員、医療助手、 現業主事、寮母、寮父又は検査助手の 職務		師、農業技手、林業技手、調理員、医 療助手、現業主事、寮母、寮父又は検 査助手の職務
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、 運転士、守衛、交換手、工業技手、畜 産技手、道路技術員、ボイラ技士、機 械技手、調理師、農業技手、林業技手、 調理員、医療助手、現業主事、寮母、 寮父又は検査助手の職務	2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、 運転士、守衛、交換手、 <u>技工</u> 、工業技 手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技 士、機械技手、調理師、農業技手、林 業技手、調理員、医療助手、現業主事、 寮母、寮父又は検査助手の職務
3 級	困難な業務を行う自動車整備士、運 転士、守衛、交換手、工業技手、畜産 技手、道路技術員、ボイラ技士、機械 技手、調理師、農業技手、林業技手、 調理員、医療助手、現業主事、寮母、 寮父又は検査助手の職務	3 級	困難な業務を行う自動車整備士、運 転士、守衛、交換手、 <u>技工</u> 、工業技手、 畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、 機械技手、調理師、農業技手、林業技 手、調理員、医療助手、現業主事、寮 母、寮父又は検査助手の職務
略		略	

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第1号

職員の職務の級の分類に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第2項の規定に基づき、職員の給料表に定める職務の級を定めることを目的とする。

(職務の級)

第2条 職員の給料表に定める職務の級は、別表第1から別表第8までのとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(職員の職務の級の分類に関する規則の廃止)

2 職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則別表第1の備考、別表第2の備考、別表第5の備考及び別表第7の備考の規

定に基づき人事委員会の承認を得ている職員の職務については、それぞれ別表第1の備考、別表第2の備考、別表第5の備考及び別表第7の備考の規定に基づき人事委員会の承認を得たものとみなす。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第20項又は第24項の規定の適用を受ける職員の職務の級の分類については、平成20年3月31日までの間、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用について必要な事項は、人事委員会が別に定める。

6 改正条例附則第20項又は第24項の規定の適用を受ける職員の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間の職務の級の分類については、人事委員会が別に定める。

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組織	職務の級											
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
知事 の 事 務 部 局	本 庁	主 事 秘 書 機 械 技 師 電 気 技 師 衛 生 技 師 理 学 療 法 士 看 護 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士 商 工 技 師 農 林 技 師 造 園 技 師 水 産 技 師 土 木 技 師 建 築 技 師 機 関 士 航 海 士 通 信 士	主 事 秘 書 機 械 技 師 電 気 技 師 薬 劑 師 衛 生 技 師 理 学 療 法 士 保 健 師 看 護 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士 商 工 技 師 農 林 技 師 造 園 技 師 水 産 技 師 土 木 技 師 建 築 技 師 機 関 士 航 海 士 通 信 士	主 事 秘 書 機 械 技 師 電 気 技 師 薬 劑 師 衛 生 技 師 理 学 療 法 士 保 健 師 看 護 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士 商 工 技 師 農 林 技 師 造 園 技 師 水 産 技 師 土 木 技 師 建 築 技 師 機 関 士 航 海 士 通 信 士	係 長 秘 書 主 計 員 企 画 員 広 報 企 画 員 副 主 幹 教 務 主 任 監 察 員 理 学 療 法 士 農 業 専 門 技 術 員 林 業 専 門 技 術 員 助 教 授 船 長 機 関 長 講 師 水 産 業 改 良 普 及 員 機 関 士 航 海 士 通 信 士	係 長 秘 書 主 計 員 企 画 員 広 報 企 画 員 副 主 幹 教 務 主 任 監 察 員 理 学 療 法 士 農 業 専 門 技 術 員 林 業 専 門 技 術 員 助 教 授 船 長 機 関 長 講 師 水 産 業 改 良 普 及 員 機 関 士 航 海 士 通 信 士	課 長 補 佐 室 長 補 佐 情 報 シ ス テ ム 管 理 室 及 び 法 制 室 の 室 長 衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 課 長 衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 課 長 主 計 員 主 任 監 察 員 教 授 企 画 員 用 地 主 幹 検 査 主 幹	課 長 補 佐 室 長 補 佐 情 報 シ ス テ ム 管 理 室 及 び 法 制 室 の 室 長 衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 課 長 主 計 員 主 任 監 察 員 教 授 企 画 員 用 地 主 幹 検 査 主 幹	課 長（衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 課 長 を 除 く。） 消 防 防 災 航 空 室、 農 業 大 学 校 の 課 長 を 除 く。） 福 利 厚 生 室、 工 事 検 査 室、 協 働 推 進 室、 国 内 交 流 推 進 室、 市 瀬 地 区 生 活 安 定 推 進 室、 会 計 管 理 室、 審 査 指 導 室、 出 納 室 及 び 集 中 化 推 進 室 の 室 長 農 業 大 学 校 の 校 長 自 治 研 修 所、 衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 校 長 農 業 大 学 校 の 部 長 参 事 主 任 教 授 検 査 専 門 員	課 長（衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 課 長 を 除 く。） 消 防 防 災 航 空 室、 農 業 大 学 校 の 課 長 を 除 く。） 福 利 厚 生 室、 工 事 検 査 室、 協 働 推 進 室、 国 内 交 流 推 進 室、 市 瀬 地 区 生 活 安 定 推 進 室、 会 計 管 理 室、 審 査 指 導 室、 出 納 室 及 び 集 中 化 推 進 室 の 室 長 農 業 大 学 校 の 校 長 自 治 研 修 所、 衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 校 長 農 業 大 学 校 の 部 長 参 事 主 任 教 授 検 査 専 門 員	次 長（自 治 研 修 所、 衛 生 環 境 研 究 所、 産 業 技 術 セ ン タ ー 及 び 農 業 大 学 校 の 次 長 を 除 く。） 防 災 監 理 監 副 出 納 長 人 権 局、 文 化 観 光 局、 水 産 振 興 局 及 び 出 納 局 の 局 長 行 政 監 察 監 理 事 監	部 長（農 業 大 学 校 の 部 長 を 除 く。） 防 災 監 理 監 副 出 納 長 人 権 局、 文 化 観 光 局、 水 産 振 興 局 及 び 出 納 局 の 局 長 行 政 監 察 監 理 事 監
	地方 機 関	消 防 学 校		教 官	教 官	教 官	副 校 長	副 校 長	校 長 副 校 長			
		東 京 事 務 所							副 所 長		所 長	所 長
		大 阪 事 務 所					課 長	課 長	次 長		所 長	所 長
		名 古 屋 事 務 所							所 長	所 長		

総合事務所						課長補佐 心と女性 の相談室 の室長 次 長	課長補佐 心と女性 の相談室 の室長 次 長	局長 (中 部総合事 務所福祉 保健局及 び西部総 合事務所 福祉保健 局の局長 を除く。) 副 局 長 課 長 農業改良 普及所の 所長 室長 (心 と女性の 相談室の 室長を除 く。) 館 長	局 長 副 局 長	所長 (農 業改良普 及所の所 長を除く。)	所長 (農 業改良普 及所の所 長を除く。)
公文書館						次 長	次 長	館 長	館 長		
八頭県民局								局 長 副 局 長 室 長	局 長 副 局 長		
東部県税事務所						課長補佐	課長補佐	所 長 課 長	所 長		
男女共同参画センター								事務局長			
東部福祉保健局						課長補佐 室 長	課長補佐 室 長	課 長	局 長		
福祉相談センター						課 長	課 長	所 長 次 長	所 長		
母 来 寮						次 長	次 長	寮 長			
岩井長者寮						次 長	次 長	寮 長			
児童相談所						次 長	次 長	所 長			
喜多原学園				部 長 寮 長	部 長 寮 長	次 長	次 長	園 長			
皆成学園				保育士長	保育士長	次 長	次 長	園 長 所 長	園 長		
総合療育センター				部長 (事 務部の部 長を除く。)	部長 (事 務部の部 長を除く。)	事務次長	事務次長	事務部の 部長			
鳥取療育園						次 長	次 長				
中部療育園						次 長	次 長				
保育専門学院								院 長			
倉吉総合看護専門学校						事務局次 長	事務局次 長	事務局長			
精神保健福祉センター						次 長	次 長	次 長			
食肉衛生検査所						次 長	次 長				
消費生活センター						次 長	次 長	所 長	所 長		
高等技術専門学校						課 長	課 長	校 長			
地方農林振興局						課長補佐 次 長	課長補佐 次 長	局 長 副 局 長 課 長	局 長 副 局 長		
農業試験場						課 長	課 長	次 長			
園芸試験場						課 長	課 長	次 長			
畜産試験場						課 長	課 長	次 長			
中小家畜試験場						課 長	課 長				
病害虫防除所								所 長			
家畜保健衛生所						次 長	次 長	所 長 室 長			
林業試験場						課 長	課 長	次 長			
境港水産事務所						次 長	次 長	所 長	所 長		

								次 長			
水産試験場						課 長	課 長				
栽培漁業センター						課 長	課 長				
とっとり賀露か にっこ館								館 長			
地方県土整備局						課長補佐	課長補佐	局 長 副 局 長 課 長 室 長	局 長 副 局 長		
姫路鳥取線用地 事務所						次 長	次 長	所 長			
旧中部ダム予定 地域振興倉吉事 務所								副 所 長 課 長	所 長 副 所 長		
鳥取空港管理事 務所						次 長	次 長	所 長 次 長			
鳥取港湾事務所						次 長	次 長	所 長			
工事検査出張所						検査主幹	検査主幹	所 長 検査専門 員			
共 通	主 事	主 事	主 事	係 長	係 長	主 幹	主 幹	参 事			
	機械技師	機械技師	機械技師	副 主 幹	副 主 幹	税務主幹	税務主幹	税務専門 員			
	電気技師	電気技師	電気技師	衛生技師	衛生技師	用地主幹	用地主幹	用地専門 員			
	衛生技師	衛生技師	衛生技師	査察指導 員	査察指導 員						
	商工技師	商工技師	商工技師	身体障害 者福祉司	身体障害 者福祉司						
	農林技師	農林技師	農林技師	知的障害 者福祉司	知的障害 者福祉司						
	造園技師	造園技師	造園技師	船 長	船 長						
	水産技師	水産技師	水産技師	機 関 長	機 関 長						
	土木技師	土木技師	土木技師	精神保健 福祉士	精神保健 福祉士						
	建築技師	建築技師	建築技師	福祉士	福祉士						
	児童生活 支援員	精神保健 福祉士	精神保健 福祉士	児童福祉 司	児童福祉 司						
	保 育 士	児童福祉 司	児童福祉 司	社会福祉 主事	社会福祉 主事						
	栄 養 士	社会福祉 主事	社会福祉 主事	社会福祉 主事	社会福祉 主事						
	職業訓練 指導員	精神福祉 主事	精神福祉 主事	精神福祉 主事	精神福祉 主事						
	機 関 士	心理療法 士	心理療法 士	心理療法 士	心理療法 士						
	航 海 士	心理判定 員	心理判定 員	心理判定 員	心理判定 員						
	通 信 士	児童自立 支援専門 員	児童自立 支援専門 員	児童自立 支援専門 員	児童自立 支援専門 員						
	船 員	児童指導 員	児童指導 員	児童指導 員	児童指導 員						
		生活指導 員	生活指導 員	生活指導 員	生活指導 員						
		保 健 師	保 健 師	保 健 師	保 健 師						
		改良普及 員	改良普及 員	改良普及 員	改良普及 員						
		林業改良 指導員	林業改良 指導員	林業改良 指導員	林業改良 指導員						
		水産業改 良普及員	水産業改 良普及員	水産業改 良普及員	水産業改 良普及員						
		児童生活 支援員	児童生活 支援員	児童生活 支援員	児童生活 支援員						
		保 育 士	保 育 士	保 育 士	保 育 士						
		栄 養 士	栄 養 士	栄 養 士	栄 養 士						
		職業訓練 指導員	職業訓練 指導員	職業訓練 指導員	職業訓練 指導員						
		機 関 士	機 関 士	機 関 士	機 関 士						
		航 海 士	航 海 士	航 海 士	航 海 士						
		通 信 士	通 信 士	通 信 士	通 信 士						
		船 員	船 員	通 信 士	通 信 士						

議 会	事 務 局	主 事	主 事	主 事	船 員 副 主 幹	船 員 副 主 幹	課 長 補 佐 室 長 主 幹	課 長 補 佐 室 長 主 幹	課 長 参 事	課 長	次 長	事 務 局 長
教育 委員 会 事 務 局 及 び 教 育 機 関	本 庁						課 長 補 佐 室 長 補 佐 遺 跡 調 査 整 備 室 の 室 長	課 長 補 佐 室 長 補 佐 遺 跡 調 査 整 備 室 の 室 長	課 長 参 事	課 長 福 利 室、 障 害 児 教 育 室、全 国 生 涯 学 習 フェス ティ バ ル 推 進 室 及 び 全 国 ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 祭 準 備 室 の 室 長 参 事 監	教 育 次 長 次 長 理 事 監	
	地 方 機 関 教 育 事 務 所 妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所						次 長	次 長	所 長 所 長	所 長	所 長	
教 育 機 関	教 育 セ ン タ ー						課 長 補 佐	課 長 補 佐	次 長 課 室 長		所 長	所 長
	図 書 館						課 長	課 長	館 長 副 館 長	館 長	館 長	館 長
	博 物 館	学 芸 員 補	学 芸 員 補	学 芸 員 補			課 長 補 佐	課 長 補 佐	副 館 長 課		館 長	館 長
	生 涯 学 習 セ ン タ ー						次 長	次 長	所 長	所 長		
	青 年 の 家						次 長	次 長	所 長			
	少 年 自 然 の 家						次 長	次 長	所 長			
	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー						室 長 次 長	室 長 次 長	所 長 室 長			
	ス ポ ー ツ セ ン タ ー						次 長	次 長	所 長	所 長	所 長	
	高 等 学 校	二 等 航 海 士 二 等 機 関 士 操 舵 手 操 機 手 甲 板 員 機 関 員 司 ち ゅ う 員	通 信 長 二 等 航 海 士 二 等 機 関 士 甲 板 長 操 機 長 司 ち ゅ う 長 冷 凍 長 操 舵 手 操 機 手 甲 板 員 機 関 員 司 ち ゅ う 員	通 信 長 二 等 航 海 士 二 等 機 関 士 甲 板 長 操 機 長 司 ち ゅ う 長 冷 凍 長 操 舵 手 操 機 手 甲 板 員 機 関 員 司 ち ゅ う 員	事 務 次 長 通 信 長 一 等 航 海 士 一 等 機 関 士 二 等 航 海 士 二 等 機 関 士 甲 板 長 操 機 長 司 ち ゅ う 長 冷 凍 長	事 務 次 長 通 信 長 一 等 航 海 士 一 等 機 関 士 二 等 航 海 士 二 等 機 関 士 甲 板 長 操 機 長 司 ち ゅ う 長 冷 凍 長	事 務 長 (鳥 取 東 高 等 学 校、鳥 取 西 高 等 学 校、鳥 取 商 業 高 等 学 校、 鳥 取 工 業 高 等 学 校、 鳥 取 湖 陵 高 等 学 校、 八 頭 高 等 学 校、倉 吉 東 高 等 学 校、倉 吉 西 高 等 学 校、倉 吉 農 業 高 等 学 校、 米 子 東 高 等 学 校、 米 子 西 高 等 学 校、 米 子 工 業 高 等 学 校、 境 高 等 学 校 及 び 境 港 総 合 技 術 高 等 学 校 (以 下 こ の 項 に	事 務 長 (鳥 取 東 高 等 学 校 等 の 事 務 長 を 除 く。) 鳥 取 東 高 等 学 校 等 の 事 務 次 長 機 関 長	鳥 取 東 高 等 学 校 等 の 事 務 長 船 長			

							課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長補佐 室長補佐 隊長補佐	室 長 場 長 広 報 官 管 理 官		
警 察 学 校	見 習 生	見 習 生	助 教 官	教 官 助 教 官	教 官	教 官	主任教官	主任教官	副 校 長		校 長
警 察 署							次 長 課 長 幹部派出 所長	次 長 課 長 幹部派出 所長	署長(米 子警察署、 倉吉警察 署及び境 港警察署 の署長を 除く。) 副 署 長 刑 事 官 管 理 官	倉吉警察 署及び境 港警察署 の署長	米子警察 署の署長
共	通 係 員	巡 査 長 係 員	主 任 巡 査 長 係 員	係 長 主 任	係 長	係 長					

備考 この表の8級又は9級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級をそれぞれ9級又は10級とすることができる。

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織			職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
教育機関及び教育 委員会事務局	教 育 機 関	学 校	助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	教 諭 養 護 教 諭 講 師	教 頭	校 長
		教 育 セ ン タ ー		係 長 指 導 主 事 研 修 主 事	係 長 指 導 主 事 研 修 主 事	
		図 書 館		係 長 資 料 相 談 員	係 長 資 料 相 談 員	
		生 涯 学 習 セ ン タ ー		係 長 指 導 主 事 社 会 教 育 主 事	係 長 指 導 主 事 社 会 教 育 主 事	
		青 年 の 家		係 長 専 門 指 導 員	係 長 専 門 指 導 員	
		少 年 自 然 の 家		係 長 専 門 指 導 員	係 長 専 門 指 導 員	

		埋蔵文化財センター		係 長 文化財主事	係 長 文化財主事	
		スポーツセンター		係 長 指導主事	係 長 指導主事	
	教育委員会事務局			係 長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主査 社会教育主査 高校教育主査 文化財主査 係 長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主査 社会教育主査 高校教育主査 文化財主査
市 町 村 立 学 校			助 教 諭 養護助教諭 講 師	教 諭 養護教諭 講 師	教 頭	校 長
知事の事務部局	本 庁			専 門 員	専 門 員	
	地 方 機 関	公 文 書 館		専 門 員	専 門 員	
		男女共同参画センター		副 主 幹	副 主 幹	
		保育専門学院		部 長 講 師	次 長	
		鳥取看護専門学校		副 校 長 教 務 主 任 講 師	副 校 長	
		倉吉総合看護専門学校		副 校 長 部 長 教 務 主 任 講 師	副 校 長	

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織			職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
市 町 村 立 学 校			助 教 諭 養護助教諭 講 師	教 諭 養護教諭 講 師	教 頭	校 長
教育機関及び教育 委員会事務局	教 育 機 関	教 育 セ ン タ ー		係 長 指 導 主 事 研 修 主 事	係 長 指 導 主 事 研 修 主 事	
		図 書 館		係 長 資 料 相 談 員	係 長 資 料 相 談 員	

		生涯学習センター		係 長 指 導 主 事 社会教育主事	係 長 指 導 主 事 社会教育主事	
		青 年 の 家		係 長 専 門 指 導 員	係 長 専 門 指 導 員	
		少 年 自 然 の 家		係 長 専 門 指 導 員	係 長 専 門 指 導 員	
		埋蔵文化財センター		係 長 文 化 財 主 事	係 長 文 化 財 主 事	
		ス ポ ー ツ セ ン タ ー		係 長 指 導 主 事	係 長 指 導 主 事	
教育委員会事務局	本	庁		係 長 副 主 幹 指 導 主 事 社会教育主事 管 理 主 事 文 化 財 主 事 健康管理主事	指 導 主 査 社会教育主査 義 務 教 育 主 査 文 化 財 主 査 係 長 副 主 幹 指 導 主 事 社会教育主事 管 理 主 事 文 化 財 主 事 健康管理主事	指 導 主 査 社会教育主査 義 務 教 育 主 査 文 化 財 主 査
	地方 機 関	教 育 事 務 所		係 長 指 導 主 事 社会教育主事 管 理 主 事	係 長 指 導 主 事 社会教育主事 管 理 主 事	
		妻木晩田遺跡事務所		文 化 財 主 事	文 化 財 主 事	
知事の事務部局	本		庁	専 門 員	専 門 員	
	地 方 機 関	公 文 書 館		専 門 員	専 門 員	
		男女共同参画センター			副 主 幹	副 主 幹

別表第5 研究職給料表級別職務分類表 (第2条関係)

組織 \ 職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	研 究 員	研 究 員	分 場 長 室長(産業技術センターの室長を除く。) 科 長 園芸試験場の所長 試 験 地 長	所長(園芸試験場の所長を除く。) セ ン タ ー 長 場 長 産業技術センターの室長 次 長	衛生環境研究所の所長 セ ン タ ー 長 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場及び水産試験場の場長

			特 別 研 究 員		
教 育 機 関	学 芸 員	学 芸 員	副 主 幹	副 館 長	
				課 長	
警 察 本 部	研 究 員	研 究 員	次 席	所 長	
			所 長 補 佐		
			科 長		

備考 この表の4級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を5級とすることができる。

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	地方機関	総合事務所		保健衛生課の課長	局長(日野総合事務所の局長を除く。) 副局長
		総合療育センター		部長	院長 副院長
		鳥取療育園			園長
		中部療育園			園長
		東部福祉保健局			局長 副局長 課長
		精神保健福祉センター		課長	所長 課長
本	庁	研究員	衛生環境研究所の 室長 研究員	衛生環境研究所の 所長 次長(衛生環境研究所の次長を除く。) 参事 監 課長(衛生環境研究所の課長を除く。) 衛生環境研究所の 室長 研究員 参事	部長 次長(衛生環境研究所の次長を除く。) 衛生環境研究所の 所長 参事 監
		共	通	医 師	医 長 副 医 長

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	総合事務所					課長補佐 保健衛生課 の課長	課長	課長
	東部福祉保健局					課長補佐	課長	課長
	食肉衛生検査所						所長	所長
	共通	診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 理療師 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 理療師 歯科衛生士	係長 副主幹 薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 理療師 歯科衛生士	係長 副主幹 薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 理療師 歯科衛生士	主幹		

備考 この表の6級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を7級とすることができる。

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	総合療育センター			看護師長	看護師長	看護師長	部長	
	共通	准看護師	看護師 准看護師	看護師 准看護師	看護師 准看護師			

移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第2号

移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第10項本文の規定に基づき、移行開始日(改正条例附則第5項に規定する移行開始

日をいう。)の前日における改正条例附則別表第3の職務の欄に掲げる職務(以下「対象職務」という。)に相当する職務を定めるものとする。

(対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務)

第2条 対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務は、別表の給料表の種類、欄及び旧級の欄に応じ、それぞれ同表の相当職務の欄に定める職務とする。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

別表(第2条関係)

給料表の種類	旧級	相 当 職 務
行政職給料表	4級又は 5級	1 秘書、船長又は機関長の職務(人事委員会が定める職務を除く。) 2 主任(主事)、主任(技師)、理学療法士、講師、企業診断員、水産業改良普及員、機関士、航海士、通信士、船員、機械技師、電気技師、無線技師、電話技師、薬剤師、衛生技師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、商工技師、農林技師、改良普及員、造園技師、水産技師、土木技師、建築技師、教官、精神保健福祉士、児童福祉司、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、林業改良指導員、児童生活支援員、保育士、プログラマ、職業訓練指導員、学芸員補、通信長、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員、機関員、司ちゅう員、学校栄養職員、主任(司書)、主任(司書補)、主任(介助職員)、司書、司書補、介助職員、事務職員、交通巡視員、少年警察補導員、運転免許試験員、適性検査員又は航空整備士の職務
	6級	1 秘書、主計員、企画員、広報企画員、課長(福祉相談センター及び児童相談所の課長に限る。)、課長補佐(水産試験場又は栽培漁業センターの課長補佐に限る。)、事務次長(総合療育センターの事務次長を除く。)、又は機関長の職務(人事委員会が定める職務を除く。) 2 課長補佐(衛生環境研究所、産業技術センター、農業試験場及び人事委員会事務局の課長補佐に限る。)、検査専門員補、副主幹、教務主任、監察員、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、水産業専門技術員、助教授、船長、部長(喜多原学園及び総合療育センターの部長(総合療育センターの部長にあっては、事務部の部長を除く。))に限る。)、寮長(喜多原学園の寮長に限る。)、保育士長、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、地区主任林業改良指導員、漁ろう長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、主任学校栄養職員、事務主任又は監査主任の職務
公安職給料表	5級	分隊長又は助教官の職務
	6級	小隊長、専門官又は教官の職務
教育職給料表 (1)	2級	助教諭、養護助教諭又は講師(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)別表第3の4の規定により人事委員会が定めるものを除く。)の職務
研究職給料表	3級	学芸員の職務
医療職給料表 (2)	3級又は 4級	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、歯科衛生士又は栄養士の職務

	5 級	副主幹の職務
医療職給料表 (3)	2 級から 5 級まで	助産師の職務

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第3号

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第10項ただし書、第11項ただし書及び第20項の規定により、異動した場合に適用する職務の級（改正条例第3条及び第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「新給与条例」という。）第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級をいう。）から除く職務の級（以下「除く職務の級」という。）を定めるものとする。

(除く職務の級)

第2条 除く職務の級は、新給与条例第3条第2項の規定により新給与条例別表第10のウの表の3級及び4級の項の規定（看護師長に係る部分を除く。）を適用した場合における職務の級とする。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。